

# 聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校学則

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この専修学校は、聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校(以下、「本校」という。)という。

(位置)

第 2 条 本校は、静岡県浜松市北区三方原町 3453 番地に置く。

(目的)

第 3 条 本校は、キリスト教精神による生命の尊厳と隣人愛に基づき人格を陶冶すると共に、介護福祉に必要な専門的知識、技術及び態度と愛の精神が統合された有為な職業人を育成して、社会の福祉に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 4 条 教育水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

(課程、学科、定員、学級数、修業年限及び入学資格)

第 5 条 課程、学科及び学生の定員については、次のとおりとする。

課 程	学 科	昼夜別	入学定員	学級数	修業年限	総定員
教育・社会福祉 専門課程	介護福祉学科	昼間	40 名	1 学級	2 年	80 名

2. 本校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (7) 修業年限が 3 年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本校が高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの
- (9) 本校の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(在学期間)

第 6 条 在学期間は 4 年を超えることはできない。但し、休学期間は在学期間に算入しない。

## 第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 7 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 8 条 学年を次の 2 期に分ける。

- (1) 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
- (2) 後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 9 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する日
  - (3) 春期休業 3 月中旬から 3 月末日までの約 2 週間日
  - (4) 夏期休業 8 月上旬から 9 月中旬までの約 1 か月
  - (5) 冬期休業 12 月下旬から 1 月上旬までの約 2 週間
2. 必要がある場合は、校長は前項の休日を変更し、また休業日に授業を行うことができる。
  3. 第 1 項に定められるもののほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

## 第 3 章 教育課程等

(教育課程及び授業時数)

第 10 条 本校の教育課程は、別表のとおりとする。

(授業時間)

第 11 条 授業時間は、午前 8 時 50 分から午後 5 時 55 分を基本とする。

(各授業科目の単位数)

第 12 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本校が定める授業時数をもって 1 単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本校が定める授業時数をもって 1 単位とする。
2. 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

(専修学校以外の教育施設等における学修)

第 13 条 本校が教育上有益と認めるときは、大学又は短期大学等における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなすことができる。

2. 前項により本校における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、本校の課程の修了に必要な総授業時数の 2 分の 1 を超えないものとする。

(入学前の授業科目の履修等)

第 14 条 教育上必要と認めるときは、本校に入学する前に行った他の専修学校の専門課程における授業科目の履修並びに前条に規定する学修を、本校の授業科目の履修とみなすことができる。

- 前項により本校における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、本校において履修した授業時数以外のものについては、前条により本校における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて本校の課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

## 第4章 入学、退学、休学、転学等

### (入学時期)

第15条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

### (入学手続)

第16条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、第33条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。
- 前項の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 本校に入学を許可された者は、第34条に定める入学金を添え所定の入学手続をとらなければならない。

### (退学)

第17条 退学しようとする者は、その事由を記載した保証人連署の願い出書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

### (再入学)

第18条 願い出により退学した者が再入学を希望するときは、校長は、特別の理由があると認めるときに限り、これを許可することができる。

### (休学)

第19条 病気又はやむを得ない事由によって、3か月以上休学しようとする者は、その事由を記載した保証人連署の願い出書を提出し、校長の許可を受けなければならない。但し、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 校長は3か月以上1年以内の期間で、休学を許可することができる。
- 休学の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、校長の許可を得なければならない。
- 休学の期間は通算2年を超えることはできない。

### (復学)

第20条 休学中の者が復学しようとするときは、その理由を記載した保証人連署の願い出書を提出し、校長の許可を受けなければならない。但し、病気による場合は医師の診断書を添えなければならない。

### (転学)

第21条 転学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

### (転入学)

第22条 本校への転入学を希望する者がいるとき、校長は、教育上支障がない場合に限り、転入学を許可することができる。

- 転入学を認める場合は、第13条及び第14条の規定を適用する。

### (出席停止)

第23条 校長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第

114号)その他感染症の予防に関して規定する法律に定める感染症にかかり、又はそのおそれのある学生に対して、出席停止を命ずることができる。

(除籍)

- 第24条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は学生を除籍することができる。
- (1) 所定の最長在学期間を超えた者
  - (2) 所定の休学期間を超えてなお修学できない者
  - (3) 長期にわたり行方不明の者
  - (4) 正当な理由なく所定の期日までに授業料または在籍料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

## 第5章 成績評価、課程の修了及び卒業

(成績評価)

- 第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。但し、平素の成績またはレポートの評価をもって試験に代えることができる。
2. 試験の受験資格は、各科目の時間数の3分の2以上出席した者に与える。但し、介護実習については、科目の時間数の5分の4以上の出席を要する。
  3. 授業科目の単位は、第10条別表に定めるところによる。
  4. 授業科目の評価はS、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とし、Dを不合格とする。

(卒業及び課程の修了の認定)

- 第26条 前条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は、卒業及び課程の修了の認定を行う。
2. 卒業及び課程の修了の認定に必要な修得単位数は、94単位以上とする。

(卒業証書の授与)

- 第27条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、修了した課程の名称及び修業年限を記載した卒業証書を授与するとともに、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を付与する。

## 第6章 教職員組織

(教職員組織)

- 第28条 本校に次の教職員を置く。
- |          |      |
|----------|------|
| (1) 校長   | 1人   |
| (2) 副校長  | 1人   |
| (3) 専任教員 | 3人以上 |
| (4) 事務職員 | 1人以上 |
| (5) 学校医  | 1人   |

(教職員会)

- 第29条 教学に関する重要な事項を審議するため、本校に教職員会を置く。
2. 教職員会は校長、副校長、専任教員及び事務職員をもって構成し、必要な場合はその他の教職員を加えることができる。
  3. 教職員会の審議事項は、次の通りとし、審議に基づき校長が最終決定を行う。

- (1) 学則の改正及び教学に関する規程の制定及び改廃に関すること
- (2) 学生の入学、退学、試験、卒業に関すること
- (3) 学生の賞罰に関すること
- (4) その他本校の教育に関する重要な事項

## 第 7 章 賞 罰

(表彰)

第 30 条 校長は、学業、人物その他について優秀な学生を表彰することができる。

(懲戒)

第 31 条 教育上必要があると認める場合、校長は、教職員会の議を経て学生を懲戒をすることができる。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
  - (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第 8 章 授業料、入学検定料及び入学金

(授業料)

第 32 条 本校の授業料の金額は次のとおりとする。授業料は、社会情勢によって次の年度に進むとき変更することがある。

区分	金額
授業料	780,000 円(年額)

2. 授業料は、学期ごと学校の指定する期日までに納入するものとする。
3. 授業料を期限内に納入しないときは、学校は期限を附し督促するものとする。
4. 校長は、前項の督促をしてもなお授業料を納入しないときは、特別の事情のある場合を除き、その者を出席停止又は除籍することができる。
5. 授業料は、停学中であっても納入しなければならない。
6. 退学または転学する場合は、その日の属する学期の授業料を納入しなければならない。
7. 各学期のすべての日を休学する場合は、授業料を免除する。ただし、別表 2 に定める在籍料を納入しなければならない。
8. 学期の途中で復学した場合は、復学した当該期の授業料を全額納入しなければならない。

(入学検定料)

第 33 条 入学を志願する者は、入学検定料 20,000 円を納付しなければならない。

2. 入学検定料の納付は、入学願書提出時と同時に行うものとする。

(入学金)

第 34 条 入学を許可された者は、定められた期間内に入学金 200,000 円を納付しなければならない。

2. 校長は、入学を許可した者が前項の入学金を期限内に納入しないときは、入学許可を取り消すことができる。

(返還)

第 35 条 既に納付した入学検定料、入学金、授業料は、原則として返還しない。但し、第 32 条第 7 項に該当する場合はこの限りではない。

2. 入学者選抜試験に合格し入学金、授業料を納入した者のうち、やむを得ない事由により、所定の手続きに則り本校が定める期限までに入学辞退を申し出た者については、入学金を除く授業料の納入金を返還するものとする。

(授業料の減免等)

第 36 条 校長は、特別の事情があると認めた者には、授業料等を減免することができる。

2. 聖隷学園執行役員会が特待生と認めた者に対しては、第 32 条に規定する授業料の全額、または半額を減免することができる。
3. 授業料減免に関する取り扱いについては、特待生規程細則による。

## 第 9 章 雑則

(健康診断)

第 37 条 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)の規定に基づき、健康診断を毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第 38 条 この学則の施行上必要な細則は、校長が別に定める。

(変更)

第 39 条 この学則の変更は、教職員会の意見を聴いて理事会が行う。

附則 1. この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 1. この学則は平成 30 年 3 月 1 日から施行する。  
平成 30 年 3 月の教育・社会福祉専門課程介護福祉学科卒業生から適用する。

附則 1. この学則は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

附則 1. この学則は 2021 年 4 月 1 日から施行する。

附則 1. この学則は 2022 年 1 月 27 日から施行し、2021 年 4 月の入学生から適用する。

附則 1. この学則は 2022 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 32 条別表 2 に定める在籍料は 2022 年度に在籍する者から適用する。

別表1 教育課程表

区分		授業科目	単位数		授業時間数	
			必修	選択	1年	2年
人間と社会領域	人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立	2			30
	人間関係とコミュニケーション	人間関係とコミュニケーション	2		30	
		聖隷の理念と介護福祉教育	2		30	
		介護福祉管理論	1			15
	社会の理解	社会の理解Ⅰ	2		30	
		社会の理解Ⅱ	1			15
		社会の理解Ⅲ	1			15
	人間と社会に関する選択科目	キリスト教概論	2		30	
		国語表現基礎	2		30	
		情報処理基礎	2		30	
介護領域	介護の基本	介護の基本Ⅰ	2		30	
		介護の基本Ⅱ	2		30	
		介護の基本Ⅲ	2		30	
		介護の基本Ⅳ	2			30
		介護の基本Ⅴ	2			30
		介護の基本Ⅵ	2			30
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術Ⅰ	2		30	
		コミュニケーション技術Ⅱ	2		30	
	生活支援技術	生活支援技術Ⅰ	2		60	
		生活支援技術Ⅱ	2		60	
		生活支援技術Ⅲ	2		60	
		生活支援技術Ⅳ	2			60
		生活支援技術Ⅴ	2			60
	介護過程	介護過程Ⅰ	2		30	
		介護過程Ⅱ	2		30	
		介護過程Ⅲ	2			30
		介護過程Ⅳ	2			30
		介護過程Ⅴ	2			30
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	1		30	
		介護総合演習Ⅱ	1		30	
介護総合演習Ⅲ		1			30	
介護総合演習Ⅳ		1			30	

区分		授業科目	単位数		授業時間数	
			必修	選択	1年	2年
	介護実習	介護実習Ⅰ	2		90	
		介護実習Ⅱ	4		180	
		介護実習Ⅲ	4			180
こころとからだのしくみ領域	発達と老化の理解	発達と老化Ⅰ	2		30	
		発達と老化Ⅱ	2			30
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ	2		30	
		認知症の理解Ⅱ	2			30
	障害の理解	障害者福祉論	2			30
		障害の理解	2		30	
	こころとからだのしくみ	こころとからだⅠ	2		30	
		こころとからだⅡ	2		30	
こころとからだⅢ		2			30	
こころとからだⅣ		2			30	
ケア領域 医療的	医療的ケア	医療的ケアⅠ	2		30	
		医療的ケアⅡ	2			30
		医療的ケアⅢ	1			30
教養科目領域	専門学校独自開講科目	健康長寿と運動	1		15	
		音楽	1		15	
	教養科目※	社会学		2	30	
		法学		2	30	
		経済学		2	30	
		現代コミュニティ論		2	30	
		レクリエーション概論		2	30	
		臨床心理学		2	30	
卒業に必要な総単位数および総時間数			94		1110	825
					1935	

※聖隷クリストファー大学の科目等履修により取得した単位を学則第13条に基づき本校の単位として認定する。

別表2 (第32条関係)

	金額 (学期につき)
在籍料	40,000 円